

旭川市消費者被害防止

ネットワークニュース No.13



旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

令和4年度、旭川市消費生活センターには2,472件の相談が寄せられました。件数は前年度より1件減少しました。相談内容で目立ったものとして、インターネット通信販売の定期購入や偽サイトに関するトラブル、SNS等で知り合った人に勧誘された投資トラブル等の相談があります。

会員各位のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き消費生活に関してお困りの方がいた場合や高齢者宅等で大量の未開封商品、不審な請求書・領収書などに気付いたときは、消費生活センターへの相談を勧めていただきますようお願いいたします。

販売・購入形態		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問販売	家庭訪販	161	155	117	117	120
	SF商法	0	0	1	0	1
	アポイントメントセールス	0	1	2	1	4
	キャッチセールス	1	0	0	1	0
	上記以外	37	21	33	30	26
	計	199	177	153	149	151
通信販売		747	835	1085	929	1028
連鎖販売		23	26	20	16	11
電話勧誘販売		189	282	170	169	141
ネガティブオプション		4	6	16	5	4
訪問購入		31	23	34	23	36
その他無店舗		20	28	23	22	7
店舗販売		570	553	503	455	472
不明・無関係		966	912	785	705	622
総件数		2,749	2,842	2,789	2,473	2,472
多重債務		63	52	45	49	32

※件数は若干増減することがあります。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

気をつけて！！

こんなトラブルが増えています！



インターネット通信販売の定期購入トラブル

インターネット通販等で、化粧品・サプリメント・歯磨き粉・シャンプー・電子タバコなどを注文したら、定期購入になっていたという相談が後を絶ちません。

「定期縛り無し」「いつでも解約可能」というコースに申し込んだが、途中の画面でコースが切り替わっていたり、解約しようとしても電話が通じない事があります。契約内容や解約条件等を「最終確認画面」でしっかりと確認しましょう。

“偽サイト”に警戒を

インターネット通販で「注文した商品が届かない」「偽物が届いた」という相談が寄せられています。販売価格が大幅に値引きされた広告やサイトは要注意です。公式通販サイト等に、偽サイトに関する注意喚起情報がないか確認しましょう。

その他、URLの表記がおかしい、日本語表記がおかしい、業者の住所の記載がない、連絡方法が問合せフォームやフリーメールのみ、支払い方法が限定されている等のサイトには気をつけましょう。

男性も増加！脱毛エステのトラブル

無料体験や低価格の広告を見て出向いたところ、高額なコースを強引に勧められたという相談が寄せられています。内容に不安がある場合はきっぱりと断りましょう。

また、通い放題コースに申し込んだものの数回で解約したが、中途解約の返金がほとんどなかったというトラブルもあります。必ず解約・返金の条件、1回の施術の料金などを確認しましょう。

SNS等をきっかけとした儲け話のトラブル

SNSやマッチングアプリで知り合った人から暗号資産やFX等の投資を勧められ、送金したところ、相手と連絡が取れなくなるというトラブルが起きてます。投資サイト上では利益が出ているようにみえたが、出金しようとしてもできないというケースがみられます。

儲け話をうのみにせず、知り合った相手の指示で投資するのはやめましょう。

消費者出前講座

旭川市内の町内会・サークル・学校等へ消費者協会講師が出向き、悪質商法の事例や未然防止策等を説明します。まずは1か月前までにご連絡ください。

詳細・申込みは、一般社団法人 旭川消費者協会

☎0166-26-2514（平日9時～17時）